

資料 5

千葉県スポーツ推進審議会条例

(平成23年千葉県条例第44号)

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)第三十一条の規定により、県に千葉県スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(担当事務)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事務を担当する。

- 1 スポーツの推進に関する重要事項について調査審議すること。
- 2 スポーツ基本法第三十五条前段の意見を述べること。

(組織等)

第3条 審議会は、委員をもって組織する。

- 2 委員の数は、十人以内とする。
- 3 委員は、スポーツに関し学識経験を有する者のうちから、知事の意見を聴いて、千葉県教育委員会が任命する。
- 4 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、その会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(千葉県スポーツ振興審議会に関する条例の廃止)

2 千葉県スポーツ振興審議会に関する条例(昭和三十七年千葉県条例第五号)は、廃止する。

(委員の数及び任期の特例)

3 第三条第二項及び第四項本文の規定にかかわらず、この条例の施行後最初に任命される委員の数は二十人以内とし、当該委員の任期は平成二十四年六月二十二日までとする。